

屋根上太陽光発電等導入加速化事業

1 補助対象事業の要件

区分	要件
太陽光発電 (家庭用、 業務用)	<p>① 家庭用の場合、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか（以下「発電出力」という。）が10kW未満の太陽光発電設備であること。</p> <p>② 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備が発電した電力の内、年間に渡る自家消費率が、家庭用の場合30%以上、業務用の場合50%以上となること。又は、需要家の敷地外に本事業により導入する太陽光発電設備が発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費されるものであること。</p> <p>③ 月別の発電量及び売電量を表示できる設備を導入すること。</p> <p>④ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。</p> <p>⑤ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>⑥ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>⑦ PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が福島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の5分の4とすることができる。）。</p> <p>⑧ リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑨ ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の内、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」に準じる。</p> <p>⑩ 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の内、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業）」に準じる。</p>
蓄電池 (家庭用)	<p>① 本事業により設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。また、住居において使用されるものであること。</p>

- ② 本事業により設置する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ③ 15.5万円/kWh（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池であること。
- ④ PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が福島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の5分の4とすることができる。）。
- ⑤ リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- ⑥ 20kWh未滿の蓄電池であること。
- ⑦ 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであって、初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用するものとし、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- ⑧ 性能表示基準（初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等）について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。
- ア 初期実効容量
製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）
- イ 定格出力
定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。
- ウ 出力可能時間の例示
- a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未滿の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

	<p>エ 保有期間 処分制限期間中、適正な管理・運用を図ること。また、蓄電池に係る所有権が移転される場合は、このことを明記した文書により、所有権が移転される者に対し注意喚起を行うこと。</p> <p>オ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」</p> <p>カ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>⑨ 蓄電池部安全基準について、JIS C 8715-2又は IEC62619の規格を満足すること。</p> <p>⑩ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）について、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412の猶予期間中は、JIS C 4412-1又は JIS C 4412-2の規格も可とする。なお、JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>⑪ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）について、蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関（電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。）の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>⑫ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	--

2 補助率等

区分	補助金額
太陽光発電 (家庭用)	<p>発電出力（小数点以下切捨て）に7万円を乗じた額 上記に関わらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーラーカーポートを導入する場合は、補助対象経費に3分の1を乗じた額 ・ 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、補助対象経費に5分の3を乗じた額 ・ 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、補助対象経費に2分の1を乗じた額 <p>ただし、100万円を上限とする。</p>

太陽光発電 (業務用)	発電出力(小数点以下切捨て)に5万円を乗じた額上記に関わらず、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーラーカーポートを導入する場合は、補助対象経費に3分の1を乗じた額 ・ 建材一体型太陽光発電設備(窓)を導入する場合は、補助対象経費に5分の3を乗じた額 ・ 建材一体型太陽光発電設備(壁)を導入する場合は、補助対象経費に2分の1を乗じた額 ただし、1,000万円を上限とする。
蓄電池 (家庭用)	蓄電池の価格に3分の1を乗じた額 ただし、50万円を上限とする。

※ 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 交付申請における添付書類

区分	必要書類
太陽光発電 及び蓄電池 (家庭用)	① 補助事業実施計画書 ② 補助対象経費等計算書 ③ 太陽光発電設備の設備費及び設置費が確認できる見積書等 ④ 蓄電池の価格(工事費含む。)が確認できる見積書等 ⑤ (PPA又はリース契約の場合) PPA又はリース契約に係る契約書の写し ⑥ (PPA又はリース契約の場合) 契約期間内に需要家が負担するサービス料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類又は利用料金計算書 ⑦ (PPA又はリース契約の場合) 本事業により整備される設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 ⑧ 補助要件に関する確認書兼誓約書
太陽光発電 (業務用)	① 補助事業実施計画書 ② 補助対象経費等計算書 ③ 太陽光発電設備の設備費及び設置費が確認できる見積書等 ④ (PPA又はリース契約の場合) PPA又はリースの契約書の写し ⑤ (PPA又はリース契約の場合) 契約期間内に需要家が負担するサービス料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類又は利用料金計算書 ⑥ (PPA又はリース契約の場合) 本事業により整備される設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 ⑦ 補助要件に関する確認書兼誓約書

4 実績報告における添付書類

区分	必要書類
太陽光発電 及び蓄電池 (家庭用)	① 補助事業実施報告書 ② 補助対象経費等実績書 ③ 電力需給契約確認書の写し又は系統連系承諾書の写し(補助事業者(PPA又はリース契約の場合は需要家)名義のものに限る。) ④ 補助対象設備及び太陽光発電の発電状況や売電状況を確認可能な機器の購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し(契約日が確認できるもの)

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 需要家である補助事業者自らが設備を保有する場合、補助対象設備の設置に係る領収書の写し ⑥ 対象経費の内訳が確認できる資料 ⑦ 補助対象太陽光発電設備の出力対比表の写し ⑧ パワーコンディショナー及び月別の太陽光発電の発電状況や売電状況を確認可能な機器の型式名及び製造番号が確認できる資料 ⑨ 蓄電池の型式名及び製造番号が確認できる資料 ⑩ 受給地点となる住居の建物全体写真（太陽電池モジュール及びその設置が確認できるもの） ⑪ 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの） ⑫ 蓄電池の設置状態を示す写真 ⑬ 1箇月分の発電量、消費電力量及び買電量（系統から購入した電力量）の実績が記入され、年間を通して自家消費率30%以上となることが見込まれるシミュレーション結果が確認できる資料 ⑭ ⑬に記載された実績が確認できるもの（モニター等のカラー写真） ⑮ 対象設備が設置された建物が需要家の所有物でない場合は、建物所有者の設置承諾書 ⑯ （受給地点となる住居と住所が異なる場合）受給地点となる住居の登記簿謄本
太陽光発電 （業務用）	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助事業報告書 ② 補助対象経費等実績書 ③ 電力需給契約確認書の写し又は系統連系承諾書の写し（補助事業者（PPA 又はリース契約の場合は需要家）名義のものに限る。） ④ 補助対象設備及び太陽光発電の発電状況や売電状況を確認可能な機器の購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し（契約日が確認できるもの） ⑤ 需要家である補助事業者自らが設備を保有する場合、補助対象設備の設置に係る領収書の写し ⑥ 対象経費の内訳が確認できる資料 ⑦ 補助対象太陽光発電設備の出力対比表の写し ⑧ パワーコンディショナー及び月別の太陽光発電の発電状況や売電状況を確認可能な機器の型式名及び製造番号が確認できる資料 ⑨ 受給地点となる事業所等の建物全体写真（太陽電池モジュール及びその設置が確認できるもの） ⑩ 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの） ⑪ 1箇月分の発電量、消費電力量及び買電量（系統から購入した電力量）の実績が記入され、年間を通して自家消費率50%以上となることが見込まれるシミュレーション結果が確認できる資料 ⑫ ⑪に記載された実績が確認できるもの（モニター等のカラー写真） ⑬ 対象設備が設置された建物が需要家の所有物でない場合は、建物所有者の設置承諾書